最終更新日：2017年6月28日
ケネディクス株式会社
代表取締役社長　宮島大祐
問合せ先：取締役　田中　晃
証券コード：4321
http://www.kenedix.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、不動産の価値創造を通じ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、自由と自律（攻めの機能と守りの機能）が適切にバランスし、かつ倫理観の高いコーポレートガバナンスを構築します。これに、適切な経営体制の布陣と充実した内部統制システムを併せ持つことにより、適切なプロセスに基づく積極果断な経営判断を支え、またその説明責任を果たしていくことが、経営上のもっとも重要な課題の一つであると考えています。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「ケネディクス株式会社コーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という）として取り纏め制定し、当社ホームページ（http://www.kenedix.com/company/governance.html）において公開しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4いわゆる政策保有株式】
取締役会において、毎年、政策保有株式の保有効果や経済合理性について検証を行い、議決権行使については、投資先企業との対話を含む十分な情報収集および議案に対する検討を実施し、議案ごとに賛否を判断します。
詳細は、ガイドライン第20条（政策保有株式に関する方針）をご参照ください。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
「利害関係取引規程」を定め、当社と利害関係を有しない外部委員を構成員に含むファンド・コンプライアンス委員会において、適切性および公正性等を審議するとともに、四半期ごとに取締役会にそれらの内容を報告し、適正な業務の遂行を担保し、特に取締役との取引等一定の重要な取引については、取締役会において審議し、必要に応じて適切に開示を行います。

詳細は、ガイドライン第17条（関係当事者間取引の管理体制）をご参照ください。

【原則3-1（i）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略，経営計画】
ガイドラインのミッションステートメント、コーポレートミッション、長期ビジョンおよび第16条（情報開示のあり方）をご参照ください。なお，当社の中期経営計画は，当社ホームページの該当ページ（http://www.kenedix.com/company/mission.html）をご参照ください。

【原則3-1（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】
ガイドライン第2条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）および第3条（当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方）をご参照ください。

【原則3-1（iii）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き】
社外取締役を委員長とする任意の指名報酬諮問委員会において審議し、取締役会において決定します。
詳細は、ガイドライン第8条（指名・報酬諮問委員会）および第11条（取締役および監査役の報酬）をご参照ください。

【原則3-1（iv）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き】
社外取締役を委員長とする任意の指名報酬諮問委員会において審議し、取締役会において決定します。
詳細は、ガイドライン第8条（指名・報酬諮問委員会）、第9条（取締役の資質および指名手続）および第10条（監査役の資質および指名手続）をご参照ください。

【原則3-1（v）取締役が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の，個々の選任・指名についての説明】
取締役候補者の選任・指名については，当社定時株主総会招集通知に個々の選任理由を記載しています。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会は、重要な業務執行の意思決定および適切なモニタリング機能の行使を通じ、ステークホルダーへの責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図っていきます。
詳細は、ガイドライン第4条（取締役会の役割と責務）をご参照ください。

【原則4-8　独立社外役員の有効な活用】
ガイドライン第5条（取締役会の構成）をご参照ください。
なお，当社の取締役8名中3名が当社の独立性基準を満たす独立社外取締役であり，当社は既に3分の1以上の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性基準】
会社法に定める社外取締役の要件、東京証券取引所が定める独立性基準を主な基準としています。

詳細は、ガイドライン第9条（取締役の資質および指名手続）および第10条（監査役の資質および指名手続）をご参照ください。

【補充原則4-11-1　取締役会の構成等に関する考え方】
適切かつ迅速な意思決定と実行性の高いモニタリングを行うために必要な人材の多様性とバランスに配慮したものとします。
詳細は、ガイドライン第5条（取締役会の構成）、第8条（指名・報酬諮問委員会）および第9条（取締役の資質および指名手続）をご参照ください。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況】
当社の取締役、監査役の兼任状況は株主総会招集ご通知および有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、取締役会の実行性を分析・評価いたしました。その結果の概要は以下とおりです。

1．実効性評価の方法
　取締役、監査役全員に対し、平成28年3月から平成29年3月までに開催された取締役会の実効性に関する設問、自由記入によるアンケートを実施し、回答を得ました。アンケート結果を踏まえ、各取締役、監査役に取締役会事務局による個別インタビューを行い、その内容を取締役会全体で共有し、当社取締役会の実効性に関する評価を実施いたしました。

2．分析及び評価結果
　アンケート、インタビューから、当社の取締役会は、各取締役、監査役それぞれの知識と経験に基づき議論がなされており、個別案件の審議・決議および重要な業務執行の監督についての役割・責務を適切に果たしていることが確認できました。
　また、実効性を高めるために平成29年1月から実施している社外取締役、監査役に対する議案の事前説明等の取り組みは、情報提供の方法・機会として十分機能していることが確認できました。
　以上により、当社取締役会の役割は適切に果たされており、有効に機能しているものと判断され、実効性は確保できているものと評価いたしました。

3．取締役会における今後の課題
　これまで当社取締役会が取組み、構築してきたガバナンス体制を維持、改善しつつ、中長期的な経営課題・成長戦略、これらの主要なリスクなどについて、当社グループの方針と戦略にかかる議論の充実、機会を拡充できるよう努めてまいります。

【補充原則4-14-2　取締役に対するトレーニングの方針】
取締役・監査役に求められる役割と責務を当社において遂行するために必要な情報提供および研修・知識習得機会の提供を適宜実施します。
詳細は、ガイドライン第13条（取締役および監査役の研修等の方針）をご参照ください。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
IR担当取締役を設置し経営企画部がIR担当部門として株主との対話を促進し、国内外の機関投資家、個人投資家向け説明会など対話手段の充実を図ります。
詳細は、ガイドライン第23条（株主等との建設的な対話に関する方針）をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
MSIP CLIENT SECURITIES	13,283,610	5.29
MLI FOR CLIENT General NON TREATY-PB	12,080,806	4.81
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	8,475,000	3.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,894,100	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,580,700	2.62
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	6,172,400	2.45
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	4,959,299	1.97
NORTHERN TRUST CO.（AVFC） RE-HCR00.	4,194,800	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	3,019,600	1.20
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,000,600	1.19

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　6,894,100株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　6,580,700株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）　3,019,600株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩澤　修平	学者											
市川　康生	他の会社の出身者					△						
関口　康	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩澤　修平	○	慶応義塾大学経済学部教授	経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言を行っていただくことを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。

市川　康生	○	当社の主要取引金融機関である株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に在籍しておりましたが、同行退任後約16年と相当の期間が経過していること、市川氏自身の業務経歴は、当社と同行の取引関係とは全く関係性がないことから、東京証券取引所の独立性基準に抵触するものではないと判断し、当社取締役会の決議に基づき届け出ております。	金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言をいただくことを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。
関口　康	○	ビジネス・ブレークスルー大学大学院　教授 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン代表理事 株式会社ソラスト取締役	グローバル企業での豊富な経営経験と、大学院教授としての専門的な知識に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言をいただくことを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	2	3	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	2	3	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会
ガイドライン第8条（指名・報酬諮問委員会）をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係＞

監査上、重要な事項が認められる場合、監査役と会計監査人は、適時、意見調整を行うことを基本としております。
定期的には、四半期毎における会計監査人の監査状況について、相対で意見交換を実施し、監査方法及び結果等の適正性について検討しております。
なお、子会社につきましても監査役と会計監査人がそれぞれ監査を実施し、必要な事項がある場合には、監査役から会計監査人に意見具申することを基本としています。
また、内部監査部が、年度の内部監査計画を立案する際に、事前に監査役の意見を求めて作成し、実施状況を随時報告しております。
内部統制部門との関係においては、内部監査部が内部統制システムの体制整備及び監査の実施方法等を社外監査役を含む監査役会と意見交換の上、実施いたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菅野　慎太郎	公認会計士													
舩橋　晴雄	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅野　慎太郎	○	公認会計士　菅野慎太郎事務所　代表	公認会計士の立場で財務・会計の領域において企業を監査してきた経験に基づき、当社の業務執行に対してきめ細かい監査を受けることを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。
舩橋　晴雄	○	シリウス・インスティテュート株式会社　代表取締役	行政機関(旧大蔵省及び国土交通省)における金融及び不動産の両領域にわたる企業指導の経験、主催するシリウス企業倫理研究会の研究実績に基づく専門的な視点により、コーポレート・ガバナンス遵守の観点から当社の監査を行っていただくため、選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

市川取締役は、当社の主要取引金融機関である株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に在籍しておりましたが、平成13年3月の同行退任後約16年と相当の期間が経過していることに加え、市川氏自身の業務経歴は同行在籍時から現在に至るまで、当社と同行の取引関係とは全く関係性がないこと、また、当社の社外取締役に就任した平成25年3月と現時点を比較した場合、当社の取引金融機関への借入依存度が大幅に低下していることからも、東京証券取引所の独立性基準に抵触するものではないと判断し、当社取締役会の決議に基づき届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会で、業績連動型報酬制度の導入を決議し実施しております。

平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会で、取締役の報酬等の固定枠の額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権付与を決議しております。

平成27年3月25日開催の第20回定時株主総会で、取締役（社外取締役を除く）株式報酬として、役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社の株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度を決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成25年4月23日付取締役会で、取締役3名、従業員45名に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権付与を決議しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額の決定に関する方針】
　当社は、持続的な成長と企業価値の向上に貢献できる優秀な人材を継続的に確保することが、重要な経営課題の一つであると考えます。その観点から、

（ア）持続的な成長と企業価値の向上への貢献度の反映
（イ）会社及び個人の業績の適切な反映
（ウ）株主との株価変動リスクの共有

を取締役等の報酬に関する基本的な考え方といたします。
この考え方に基づき、取締役及び監査役の報酬の枠組みは以下のとおりといたします。

(i) 取締役の報酬
取締役（社外取締役を除く）の報酬は、中長期のビジョン達成に向けた健全なインセンティブの一つとして位置づけ、その構成を固定・変動、業績対象期間、現金・株式（株主との利害共有）という観点から、基本報酬としての固定現金報酬（固定枠）、短期業績連動現金報酬（変動枠）、中期業績連動株式報酬（業績連動型株式報酬）の三種類といたします。なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬としての固定現金報酬のみといたします。

(ii) 監査役の報酬
監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、株主総会決議による報酬枠の中で、基本報酬としての固定現金報酬のみといたします。

【役員の報酬等】
平成28年12月期に期中在任した取締役8名に支払った報酬の総額は507百万円となります。

【平成28年12月期 連結報酬の総額が1億円以上の役員】

報酬等の総額
　会社区分　　当社

	報酬等の総額	会社区分	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動部分	株式報酬
宮島　大祐	232百万円	当社	72百万円	100百万円	60百万円

（代表取締役社長）

(注) 株式報酬については、業績達成等に応じてポイントを付与し、退任時にポイント相当の当社株式を給付する仕組みに基づき、当事業年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

ガイドライン第12条（独立社外役員および独立社外監査役に対する情報提供）をご参照ください。

なお、当社においては、社外取締役および社外監査役は、全員独立役員として届け出ております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会の業務執行の意思決定機能およびモニタリング機能ならびに監査役会の監査権限を融合させることを目的に、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。また、当該機関設計に加えて、取締役会のモニタリング機能を補完し、より透明性・公正性の高いガバナンスを構築するために、任意の委員会として、独立社外取締役を主たる構成員かつ委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置します。これらの複合的な機関設計により、業務執行の意思決定機能とモニタリング機能のバランスを備えたハイブリッド型の取締役会を構築し、自由と自律に立脚した健全な企業経営を推進していきます。

取締役会は、独立社外取締役3名を含む8名で構成し、重要な業務執行の意思決定および適切なモニタリング機能の行使を通じて、ステークホルダーへの責任を果たすとともに、当社の持続的な成長および企業価値の向上を図っています。

監査役会は、独立社外監査役2名を含む4名で構成し、取締役の職務の執行ならびに当社および子会社の内部統制システムの状況等について、独立性および客観性の高い監査を実施することを通じて企業の健全性を確保し、ステークホルダーへの責任を果たすとともに、当社の持続的な成長および企業価値の向上を監査という側面からサポートしています。

＜取締役会の役割と責務＞ガイドライン第4条をご参照ください。
＜監査役会の役割と責務＞ガイドライン第6条をご参照ください。
＜指名・報酬諮問委員会＞ガイドライン第8条をご参照ください。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

ガイドライン第3条（当社の当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方）をご参照ください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会開催日の約3週間前に発送しております。 また、平成26年3月の第19回定時株主総会より、発送の約1週間前に当社ホームページ及び東京証券取引所のWEBサイトにて、開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避け、株主のみなさまが参加しやすい環境整備に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年3月の株主総会より、電磁的方法による議決権行使を可能にしており、あわせて議決 権行使プラットフォームにも参加いたしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記のとおり、平成19年3月の総会より議決権行使プラットフォームに参加しているほか、積極 的に国内外の機関投資家に対し、訪問や電話等で、招集通知の議案内容等の説明会を実施 しております。
招集通知（要約）の英文での提供	議決権行使プラットフォームへの掲載及び東京証券取引所のWEBページ、当社ホームページにより提供いたしております。
その他	平成21年３月より、株主総会開催後の事業戦略等説明会の開催により、個人を中心とした株 主の皆様と、当社経営陣との対話の場を設けさせていただいております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成･公表	基本方針 上場規程の趣旨及び「当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために、ミッションステートメント、コーポレートミッション、長期ビジョン、経営計画、その他の財務情報および非財務情報について、詳細かつ平易な記載による公正、適時な開示により、付加価値の高い情報発信を行います。」という当社のコーポレートガバナンス･ガイドラインに基づき、積極的な適時開示に取り組む。 適時開示制度の特徴 　重要な会社情報を上場会社から投資者に提供するためのもので、投資者に対して、報道機関等を通じてあるいはTDnet（適時開示情報伝達システム）により直接に、広く、かつ、タイムリーに伝達する。 　また、別途任意開示基準を設け、義務基準に該当しなくとも、任意開示基準に該当するものは、原則として開示を行う。 　但し、任意開示基準に該当する場合でも、取引先や営業上の判断を総合的に勘案し、非開示とすることができる。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に同じ会場で、事業戦略説明会を開催いたしております。	あり
アナリスト･機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、年度決算の発表当日に、定期的に説明会を開催いたしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家との個別ミーティングを積極的に実施するとともに、ニーズに応じて海外IR等を実施しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	主要な経営指標や業績ハイライト、受託資産残高（AUM）の推移のほか、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、株主通信等を掲載しております。また、ホームページにおいて、代表取締役社長による音声説明付の決算資料を提供いたしております。
IRに関する部署（担当者）の設置	IRを中心に担当する部署として経営企画部を設置し、担当者を配しております。
その他	必要に応じ、代表取締役社長を中心に国内外の機関投資家を直接訪問して説明するなど活発にIR活動を実施しております。

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアル、企業倫理方針において、企業市民として社会の発展に寄与するとともに全てのお客様、取引先と誠実に対応し、投資家の皆様のために行動する事を明記しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	【ケネディクスグループ環境方針】 「投資資金の不動産分野における最適運用と不動産の価値創造を通じて、社会に貢献することを事業の目的としているケネディクスグループでは、不動産に関する環境関連法令・規則を遵守し、省エネルギーや環境負荷の低減を意識した事業運営を行います。また、グループ内での環境教育・啓発活動により、当グループ役職員の環境意識向上に努めるとともに、環境関連情報の開示に努めます。 この他、当社グループにおける環境、社会貢献、地域社会への取り組み、活動事例については、当社ホームページ「ケネディクスがよりよい社会のためにできる事」をご参照ください。 http://www.kenedix.com/company/sustainability.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシー及びケネディクス開示方針を策定し、運用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(ア) コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、コンプライアンス・マニュアル、企業倫理方針をはじめとする関連規程を整備し、役職員が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
(イ) その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス・オフィサーのもと、コンプライアンス部及び部門長は各部門においてコンプライアンス研修を随時実施する。
(ウ) 内部監査部門は、コンプライアンス・オフィサーと連携の上、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
(エ) 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・オフィサーが運営する内部通報制度を設置する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(ア) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、適切に保存しかつ管理する。
(イ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(ア) リスク管理基本規程を定め、当社におけるリスク管理に関する主幹部門を総務・人事部とし、リスクの顕在化防止、危機への対応、及び損失の最小化を図る。また、各部門の部門長を管掌部門のリスク管理責任者とし、担当業務に係る適切なリスク管理を行い、危機発生の回避及び危機管理に努める。
(イ) 事故、災害、情報セキュリティに係るリスクについては、総務・人事部を主幹部門とし、研修の実施等を通じて事業の継続を確保するための体制を整備する。
(ウ) 内部監査部門は、総務・人事部におけるリスクのモニタリング状況を随時監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(ア) 取締役会は、経営計画を定め、これを毎年見直して事業部門毎の業績目標と予算を策定する。また、月次業績の取締役会報告を受け、予算進捗の検証により、効率的な経営管理を行う。
(イ) 組織規程に基づき、適正かつ効率的な業務の執行体制を整備する。また、執行役員制度を活用し、経営の意思決定の迅速化を図りながら業務執行機能の強化を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、当社及び子会社の事業内容や規模、当社グループ全体に占める重要性を考慮しつつ、子会社の特性に応じた適切な管理を実施することにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する。
(ア) 金融商品取引法その他関係法令への適合を目的とし、内部統制に係る仕組みの構築を行い、法令及び定款等違反を未然に防止する。
(イ) 当社及び子会社における内部統制の整備に対する責任を明確にするため、当社のコンプライアンス担当取締役をグループ・コンプライアンス・オフィサーに任命する。
(ウ) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を各社の責任者及び内部統制担当部署に報告する。子会社の内部統制担当部署は、上記報告に基づき必要に応じて、内部統制の改善策の指導、助言を行う。
(エ) 子会社には原則として取締役若しくは監査役又はその両者を派遣するとともに、関係会社管理規程において子会社の主管部を定め、意思疎通の緊密化を図り、当社の意思を経営に反映する。また、子会社の取締役等の職務の執行を含む経営内容及びコンプライアンス遵守状況の把握に努め、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
(オ) 当社は、子会社のうち、損失の危険を含む財務状況その他の動向を注意する必要があるものについては、主管部を経営企画部とし、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
(カ) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会の設置又は非設置会社の選択や役付役員の選任を推奨し、必要に応じて経営指標の導入を行うなど、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する対応を主管部が管理する。
(キ) 当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させ、当社の内部監査部門が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
(ク) 当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(ア) 監査役は、内部監査部門所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(イ) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員(以下、「監査役補助者」という。)は、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
(ウ) 監査役補助者の人事考課及び異動については、人事担当取締役が常勤監査役に報告し、了承を得るものとする。
(エ) 当社は、監査役補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員及び使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査が実効的に行われることを確保するための体制
(ア) 取締役及び使用人は、監査役に対し毎月の経営状況に加え、当社及び子会社の業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施結果、内部通報制度による通報状況等を速やかに報告する。
(イ) 取締役及び使用人は、監査役が当社及び子会社の業況につき報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
(ウ) 常勤監査役ないし監査役会は代表取締役社長との間で、業務執行状況等の確認のため、定期的に意見交換を行うことができるものとする。
(エ) 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を

求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、子会社の役員及び従業員は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、若しくは当社内部監査部、当社監査役に対して速やかに報告を行う。なお、当社の内部通報制度は子会社の役員及び従業員を対象とするものとし、内部通報制度による調査結果は当社の取締役会及び監査役会に報告するものとする。
(オ) 当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び従業員に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予算によって制限しないものとする。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
(ア) 当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力との関係を遮断し、それら勢力には全役職員が一丸となり組織的に対応する。
(イ) 当社グループにおける反社会的勢力排除に係る主幹部門を当社コンプライアンス部とし、当社におけるマニュアルの整備、社内研修の実施、子会社に対する情報提供及び対応方針策定補助等の実施により、反社会的勢力との関係を未然に防止する。
(ウ) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、不当要求防止責任者を中心に、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度でこれを排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の(9)「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を参照ください。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

